

「公立保育所の役割について」新旧対照表

参考資料

新 川越市公立保育所のあり方（案） P.13～P.16	旧 第1回分科会 「資料2-7 公立保育所の役割について」
<p>1 地域における子育て支援拠点としての役割</p> <p>■地域の子育て家庭を支援する役割 公立保育所は、地域の子育て支援拠点として、これまでに蓄積された公立保育の知識、経験、技術を生かしていくことが必要である。 <u>子育て家庭への支援に関する知識や技能の習得に取り組むことにより、子どもや保護者が孤立することのないよう、保育や子どもに関する身近な相談の場を提供する。</u> また、子育て親子の交流の機会を提供するなど、<u>保育施設に通園していない在宅で子育てを行う家庭を含め、すべての子育て家庭への支援を図る。</u></p> <p>■地域での課題解決のため、交流や連携を行う役割 <u>子どもの健やかな成長を地域全体で支援していくため、地域に開かれた身近な保育施設として、次世代育成支援や世代間交流に取り組んでいく役割を担う。</u> 次世代育成支援としては、小中学生の体験学習や実習生の受け入れ、世代間交流としては、高齢者との交流などに取り組む。 <u>また、子育てに関する相談への対応や民間保育施設への支援などを行うにあたり、地域での課題解決のため、子育て支援に関わる様々な団体や、子育て支援センター、児童発達支援センター、学校、民生委員、児童相談所、地域住民などの関係機関等と連携する役割を担う。</u></p>	<p>1 地域における子育て支援拠点としての役割</p> <p>地域の子育て支援拠点として、在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭への支援を図るため、これまでに蓄積された公立保育の知識、経験、技術を生かし、保育や子どもに関する身近な相談の場、子育て親子の交流の機会を提供する。</p> <p>また、地域に開かれた身近な保育施設として、次世代育成支援や世代間交流の観点から、小中学生の体験学習や実習生の受け入れ、高齢者との交流などに取り組み、課題解決のために様々な団体や機関と連携する役割を担う。</p>
<p>2 保育技術の向上と民間との共有による保育の質を確保する役割</p> <p>■保育技術の向上に努め、地域全体で保育の質を確保する役割 <u>本市の保育所等は、公立と民間共に、保育所保育指針等を踏まえ、保育士の配置基準や設備の面積基準など本市の基準に基づき運営を行い、一定の保育水準を確保し、保育を行っている。</u> また、公立保育所は、保育所保育指針に基づく保育マニュアルを策定し、<u>乳児保育や統合保育などさまざまな保育を行い、保育方針の確立と保育技術の向上に努めてきた。</u> <u>こうしたことを踏まえ、公立と民間の運営主体に関わらず、どの地域においても高い水準の保育が提供されるよう、長い年月をかけて公立保育所で培った保育を、今後も若い保育士に継承するとともに、質の高い保育に関する研究や、保育の実践を通じた人材育成に努め、保育の質の確保につなげていく。</u></p> <p>■民間との共有による保育の質を確保し、保育技術の向上を図る役割 時代の流れとともに保育のニーズは変化し、また、近年、その対応が複雑化・多様化していることから、より専門性が求められるとともに、広い視野をもった対応が求められている。 こうした状況に対応するため、公立保育を実施する中で蓄積された経験や実績と、多様な運営母体による民間保育の経験を共有し、<u>保育所や保育士間での交流や情報交換などにより、公立保育所と民間保育所の連携を図り、地域全体の保育の質の向上に向けて取り組むことが求められている。</u> また、民間保育所との共同研修等により保育士の育成などに努めるなど、<u>市全体の保育力の底上げにより、保育の質を確保しつつ向上を図る。</u></p>	<p>2 保育技術の向上と公民での共有により保育の質を確保する役割</p> <p>公立保育所は、保育士の配置基準や設備の面積基準など本市の基準に基づき運営され、保育所保育指針に基づく保育マニュアルにより、保育理念の確立と職員の資質の向上に努めてきた。長い年月をかけて培った公立保育所で行う保育をもとに、各地域の保育の質の確保につなげる。</p> <p>また、蓄積された公立保育の経験や実績と多様な運営母体による民間保育の経験を共有するため、民間保育所との共同研修等により保育士の育成などに努め、保育の質を確保しつつ、質の向上を図る。</p>
<p>3 セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受け入れ体制の確保</p> <p>■セーフティネットとして保育の受け皿となる役割 大規模災害の発生や出生数の減少など、保育についてもこれまでに経験したことのない状況を想定した運営が求められている。 災害発生時や民間保育施設の撤退など、<u>不測の事態の発生の際、公立保育所が保育の受け皿として機能することが求められることから、施設や定員数について調整し、必要数の維持を図る。</u></p> <p>■配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保するとともに、民間保育所での受け入れを支援する役割 <u>困難を抱える家庭が年々増加する傾向にある中、関係機関との連携等が必要となる、障害、児童虐待、DV など、配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保することが求められている。公立保育所は、行政機関の一部として、関係機関や他部署との連携が他の保育施設等と比較して取りやすいことが特長であることから、積極的に受け入れ体制を確保する役割を担う。</u> 更に、障害のある児童の受け入れにあたっては、<u>他の児童とともに成長していく部分も多くみられることから、保育所での集団生活による学びが得られるよう、統合保育の趣旨に鑑み、適切な受け入れ体制を確保するとともに、民間保育施設においても積極的な受け入れが行われるよう支援を図る。</u></p>	<p>3 セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受け入れ体制の確保</p> <p>大規模災害時など、公立保育所が保育の受け皿として機能することが求められる。</p> <p>また、関係機関との連携等が必要となる、障害、児童虐待、DV など、配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保することが求められる。 更に、障害のある児童の受け入れ体制を確保するために、民間保育施設においても積極的な受け入れが行われるよう支援を図る。</p>